

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会における
共催、後援などに関する取扱（案）

制定 令和2年 月 日

（総則）

第1条 ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（以後、協議会という。）が、協議会以外の機関等が主催する行事等（以後、「行事等」という。）の共催、後援（以後、「共催等」という。）の依頼、要請等を承諾する場合（協議会がその活動の一環として行う場合を除く。）については、原則としてこの 取扱の定めるところによる。

（承諾の原則）

第2条 共催等を承諾する行事等は、その主催機関、目的、内容等が原則として次の各号に掲げるものに該当するものでなければならない。

- (1) **主催機関** 官公庁等、公益法人またはこれに準ずる団体であるもの
- (2) **行事等目的** 法令、規則等に違反しないこと、営利または政治目的ではなく、社会資本の維持管理などに係わる知識や技術を目的とするもの
- (3) **行事等内容** 協議会が実施している技術者育成コースの認定者や受講予定者に関連知識や技術の修得に関する機会供与に価値のあるものまたは日常の業務活動に有益なもの

（共催）

第3条 共催を承諾する場合は、当該行事等の計画当初からその内容について、協議会の意思が加わるものとし、その取扱は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該行事等が次に該当するものとする。
 - 1) 官公庁等の要請によるもの
 - 2) 関連する技術などに関する公益性の高い団体からの要請によるもの
 - 3) 共催を承諾することが当協議会にとって有益であり、会長が承諾するもの
- (2) 経費の負担を要するものは、必要のある場合を除き、原則として承諾しない。
- (3) 単なる協議会の名義使用は、原則として承諾しない。
- (4) 協議会のホームページなどには、状況に応じ、事前に当該行事等の概要を掲載することができる。この場合、協議会会員やふくしまME認定者等が参加の意思を決定するのに必要な内容の範囲とする。

（後援）

第4条 後援等を承諾する行事等は、内容など主要事項を主催者が定めたものとし、その場合の取扱は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費の援助を必要としないものとする。
- (2) 行事等を運営する事務局が当該後援を依頼、要請した機関に所属しない場合には、原則として承諾しない。

- (3) 協議会のホームページなどには、状況に応じ、事前に当該行事等の概要を掲載することができる。この場合、協議会会員やふくしまME認定者等が参加の意思を決定するのに必要な内容の範囲とする。

(承諾の手続き)

第5条 共催等を申請する者は、次に掲げるものを添付し協議会へ提出しなければならない。

(1) 提出書類

共催・後援等承諾申請書提出（様式1号）、必要に応じて補足説明資料を求めることができるものとする。

(2) 承諾の可否

協議会は、共催・後援等承諾の可否を文書で（様式第2号）で通知するものとする。

(共催等の承諾の決定)

第6条 共催等の承諾は、会長が決定する。

- 2 協議会は、共催等を承諾したときは、共催・後援等承諾整理簿（様式第3号）で整理記録する。
- 3 第5条、第6条及び第7条における事務は、協議会事務局が行うものとする。

(取扱の変更)

第7条 この取扱の変更は、協議会において行う。

附 則

この取扱は、令和2年 月 日から適用する。

(様式第1号)

共催・後援等承諾申請書

年 月 日

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会会長 様

申請者

印

下記により行事の共催・後援等をお願いしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 行事の名称

2 行事の目的又は趣旨

3 主催者（団体）名

4 他に共催・後援等をする者がある場合その名称

5 申請の区分（該当に○を記入）

共催 後援

6 開催時期

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

7 開催場所（会場）

8 対象者

9 事務担当者

住所

氏名

電話

F A X

※ 添付書類

開催要綱・実施要領等、事業の計画や内容・目的等を明らかにする書類

F I M 協 第 号
令 和 2 年 月 日

申請者名 様

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会
会長 中村 晋

(行事名) の共催・後援等について (通知)

このことについて、下記のとおり共催・後援いたします。

記

- 1 共催・後援等に伴う使用名義：ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会
- 2 共催・後援等内容：○○○○

(事務担当 佐藤 電話 024-563-1321)

共催・後援等承諾整理簿

No	共催・後援等	承諾日 令和2年 月 日	申請者名	行事等名	行事等内容
1	共催		〇〇協会	■■■会議	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					